

日本学術会議の保有する法人文書に係る個人情報管理規程

令和8年10月1日規程第11号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
 - 第2章 管理体制（第3条～第9条）
 - 第3章 教育研修（第10条・第11条）
 - 第4章 保有個人情報等の取扱い（第12条～第24条）
 - 第5章 情報システムにおける安全の確保等（第25条～第39条）
 - 第6章 サーバ室等の安全管理（第40条・第41条）
 - 第7章 保有個人情報の提供及び業務の委託等（第42条～第44条）
 - 第8章 安全管理上の問題への対応（第45条～第47条）
 - 第9章 監査及び点検の実施（第48条～第50条）
 - 第10章 開示決定等手続（第51条～第55条）
 - 第11章 開示の実施方法及び手数料（第56条～第59条）
 - 第12章 審査請求（第60条～第62条）
 - 第13章 行政機関等匿名加工情報の利用料（第63条）
 - 第14章 その他（第64条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、日本学術会議（以下「学術会議」という。）の保有する個人情報、個人番号、仮名加工情報及び削除情報等並びに行政機関等匿名加工情報等の適切な管理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程における用語の定義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条、第60条、第73条第3項、第109条第4項及び第121条第2項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条の定めるところによる。

第2章 管理体制

（総括個人情報管理者）

第3条 学術会議に総括個人情報管理者1人を置く。

2 総括個人情報管理者は、事務局長をもって充てる。

3 総括個人情報管理者は、学術会議の保有する個人情報、個人番号、仮名加工情報及び削除情報等並びに行政機関等匿名加工情報等（以下「保有個人情報等」という。）の管理に関する事務を総括する任に当たる。

(副総括個人情報管理者)

第4条 学術会議に副総括個人情報管理者1人を置く。

2 副総括個人情報管理者は、運営企画部長をもって充てる。

3 副総括個人情報管理者は、第3条第3項に掲げる事務について総括文書管理者を補佐するものとする。

(個人情報管理者)

第5条 保有個人情報等を取り扱う各部に、個人情報管理者1人を置き、各部の長をもって充てる。

2 個人情報管理者は、当該部における保有個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。保有個人情報等を情報システムで取り扱う場合、個人情報管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

(個人情報取扱担当者)

第6条 個人情報管理者は、その事務を補佐する者として、個人情報取扱担当者を指名することができる。

(特定個人情報等取扱担当者)

第7条 個人情報管理者は、当該部において、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」）を取り扱う場合には、特定個人情報等を取り扱う職員（以下「特定個人情報等取扱担当者」という。）を指名し、当該特定個人情報等取扱担当者が個人番号を取り扱う事務の範囲及び取り扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

(監査責任者)

第8条 学術会議に監査責任者1人を置き、事務局次長をもって充てる。

2 監査責任者は、保有個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(保有個人情報等の適切な管理のための会議)

第9条 総括個人情報管理者は、保有個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする会議を開催することができる。

第3章 教育研修

(教育研修)

第10条 総括個人情報管理者は、保有個人情報等の取扱いに従事する職員（派遣労働者を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他を目的として必要な教育研修を実施する。

2 総括個人情報管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を実施する。

- 3 総括個人情報管理者は、個人情報管理者及び個人情報取扱担当者に対し、各部の現場における保有個人情報等の適切な管理のための教育研修を実施する。
- 4 個人情報管理者は、当該部の職員に対し、保有個人情報等の適切な管理のために、総括個人情報管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

(職員の責務)

第11条 職員は、個人情報保護法及び番号法の趣旨に則り、関連する法令及びこの規程並びに総括個人情報管理者、個人情報管理者及び個人情報取扱担当者の指示に従い、保有個人情報等を取り扱わなければならない。

第4章 保有個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

- 第12条 個人情報管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする（紙等に記録されている保有個人情報等に接する行為を含む。以下同じ。）権限を有する職員の範囲とその権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限らなければならない。
- 2 前項の場合において、職員の範囲と権限の内容を定めるときは、個人識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質又は程度などを考慮する。
 - 3 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報等にアクセスしてはならない。
 - 4 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報等にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

(複製等の制限)

- 第13条 職員が業務上の目的で保有個人情報等を取り扱う場合であっても、個人情報管理者は、次に掲げる行為については、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、個人情報管理者の指示に従い行わなければならない。
- 一 保有個人情報等の複製
 - 二 保有個人情報等の送信
 - 三 保有個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
 - 四 その他保有個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第14条 職員は、保有個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、個人情報管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(媒体の管理等)

第15条 職員は、個人情報管理者の指示に従い、保有個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、

耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

- 2 職員は、保有個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ＩＣカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

（誤送付等の防止）

- 第１６条 職員は、保有個人情報等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信・誤送付、誤交付、又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講じなければならない。

（廃棄等）

- 第１７条 職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、個人情報管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。
- 2 前項の場合において、保有個人情報等の消去や保有個人情報等が記録されている媒体の廃棄を外部に委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認しなければならない。

（個人情報ファイル簿の作成等）

- 第１８条 保有個人情報を取り扱う各部は、個人情報ファイル（法第７４条第２項各号に掲げるものを除く。）を保有するに至ったときは、遅滞なく個人情報ファイル簿を作成し、副総括個人情報管理者に提出しなければならない。
- 2 副総括個人情報管理者は、前項により提出された個人情報ファイル簿について、保管するとともに、適切な方法で公表するものとする。
- 3 保有個人情報を取り扱う各部は個人情報ファイル簿に記載する事項に変更が生じたときは、遅滞なく変更内容を反映した個人情報ファイル簿を作成し、副総括個人情報管理者に提出しなければならない。
- 4 保有個人情報を取り扱う各部は、個人情報ファイル簿に記載する個人情報ファイルの保有をやめたとき、又は法第７４条第２項各号に掲げる適用除外対象となったときは、遅滞なく個人情報ファイル簿から当該個人情報ファイルについての記載を削除するよう副総括個人情報管理者に依頼しなければならない。

（個人番号の利用の制限）

- 第１９条 職員は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務（以下「個人番号利用事務等」という。）を処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号を利用してはならない。

(個人番号の提供の求めの制限)

第20条 職員は、個人番号利用事務等処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報の収集・保管の制限)

第21条 職員は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第22条 職員は、個人番号利用事務等処理するために必要な場合その他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。

(保有個人情報等の取扱状況の記録)

第23条 個人情報管理者は、保有個人情報等（特定個人情報ファイルを除く。）の秘匿性等その内容及び必要に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

2 個人情報管理者は、特定個人情報ファイルを保有する場合は、台帳等を整備して、当該特定個人情報ファイルの利用及び保管等の取扱状況について記録しなければならない。

(外的環境の把握)

第24条 個人情報管理者は、保有個人情報等が、外国において取り扱われる場合には、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第5章 情報システムにおける安全の確保等

(アクセス制御)

第25条 個人情報管理者は、保有個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下第32条を除き、この章において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報管理者が前項の措置を講じる場合には、パスワード等の管理に関する定め（その必要に応じた見直しを含む。）を整備するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス記録)

第26条 個人情報管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(アクセス状況の監視)

第27条 個人情報管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報等を含む又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者権限の設定)

第28条 個人情報管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講じなければならない。

(外部からの不正アクセスの防止)

第29条 個人情報管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講じなければならない。

(不正プログラムによる漏えいの防止)

第30条 個人情報管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講じなければならない。

(情報システムにおける保有個人情報等の処理)

第31条 職員は、保有個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うための複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不要となった情報を速やかに消去する。個人情報管理者は、当該保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

(暗号化)

第32条 個人情報管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講じなければならない。職員は、これを踏まえ、その処理する保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

(入力情報の照合等)

第33条 職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報等（仮名加工情報及び削除情報等並びに行政機関等匿名加工情報等を除く。以下この条において同じ。）の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報等の内容の確認、既存の保有個人情報等との照合等を行う。

(バックアップ)

第34条 個人情報管理者は、保有個人情報等の重要度に応じて、バックアップ

を作成し、分散保管するために必要な措置を講じなければならない。

(情報システム設計書等の管理)

第35条 個人情報管理者は、保有個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講じなければならない。

(端末の限定)

第36条 個人情報管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定しなければならない。

(端末の盗難防止等)

第37条 個人情報管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講じなければならない。

2 職員は、個人情報管理者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んで서는ならない。

(第三者の閲覧防止)

第38条 職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないようにしなければならない。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

第39条 個人情報管理者は、保有個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講じなければならない。

第6章 サーバ室等の安全管理

(入退管理)

第40条 個人情報管理者は、保有個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「サーバ室等」という。）に入室する権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退室の記録、部外者についての識別化、部外者が入室する場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置を講じなければならない。また、保有個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講じるものとする。

2 個人情報管理者は、必要があると認めるときは、サーバ室等の出入口の特定化による入退室の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講じるものとする。

3 個人情報管理者等は、サーバ室等及び保管施設の入退室の管理について、必要があると認めるときは、入室に係る認証機能を設定し、及びパスワード等の

管理に関する定め整備（その必要に応じた見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講じるものとする。

（サーバ室等の管理）

第41条 個人情報管理者等は、外部からの不正な侵入に備え、サーバ室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講じなければならない。

2 個人情報管理者は、災害等に備え、サーバ室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講じなければならない。

第7章 保有個人情報の提供及び業務の委託等

（保有個人情報の提供）

第42条 個人情報管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報（特定個人情報を除く。次項及び第3項において同じ。）を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。次条第1項において同じ。）を取り交わさなければならない。

2 個人情報管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い措置状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講じるものとする。

3 個人情報管理者は、法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、前2項に規定する措置を講ずることができる。

4 職員は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等の提供をしてはならない。

（保有個人情報等の取扱いに係る業務の委託等）

第43条 保有個人情報等（特定個人情報等を除く。次項から第5項までにおいて同じ。）の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないようにしなければならない。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認しなければならない。

一 個人情報に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務

二 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項

三 個人情報の複製等の制限に関する事項

- 四 個人情報の安全管理措置に関する事項
 - 五 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - 六 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
 - 七 法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
 - 八 契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）
- 2 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
 - 3 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する際には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地による検査等により確認しなければならない。
 - 4 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施しなければならない。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
 - 5 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
 - 6 保有個人情報等を提供し、又は業務委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講じなければならない。

（特定個人情報等の取扱いに係る業務の委託等）

- 第44条 特定個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託をする場合には、委託先において、番号法に基づき個人番号利用事務等を行う行政機関等が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ書面で確認しなければならない。また、委託契約の締結においては、契約書に、次に掲げる事項を明記しなければならない。
- 一 特定個人情報等に関する秘密保持、目的外利用の禁止等の義務
 - 二 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項
 - 三 特定個人情報等の複製等の制限に関する事項
 - 四 特定個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
 - 五 委託終了時における特定個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項
 - 六 違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
 - 七 事務所内からの特定個人情報等の持ち出しの禁止に関する事項
 - 八 特定個人情報等の漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する事項

- 九 特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化及び当該従業者に対する監督及び教育に関する事項
 - 十 契約内容の遵守状況の報告に関する事項
 - 十一 委託先における実地検査等に関する事項
- 2 特定個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する際には、委託を受けた者において、番号法に基づき個人番号利用事務等を行う行政機関等が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。また、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地による検査等により確認しなければならない。
 - 3 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託をする特定個人情報等の取扱いに係る業務において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。
 - 4 特定個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

第8章 安全管理上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

- 第45条 保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損等の事案の発生又は兆候を把握した場合及び特定個人情報等取扱担当者がこの規程に違反している事実又は兆候を把握した場合等安全管理の上で問題となる事案を認識した場合には、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する個人情報管理者に報告しなければならない。
- 2 個人情報管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講じなければならない。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のために直ちに行い得る措置については直ちに行う（職員に行わせることを含む。）ものとする。
- 3 個人情報管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括個人情報管理者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括個人情報管理者に当該事案の内容等について報告しなければならない。
- 4 総括個人情報管理者は、前項の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を会長に速やかに報告するとともに、内閣府に対し速やかに当該情報の提供を行わなければならない。
- 5 個人情報管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 6 個人情報管理者は、個人情報保護法第115条の規定（第118条第2項において準用する場合を含む。）に基づき行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者（以下「契約相手方」という。）から、当該契約相手方が

講じた行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれがある旨の報告を受けたときは、当該報告の内容、経緯、被害状況等及び当該契約相手方がその是正のために講じた措置を確認しなければならない。この場合において、確認の結果、特に重大と認める内容である場合には、直ちに総括個人情報管理者に当該内容等について報告しなければならない。

(個人情報保護法の規定に基づく報告等)

- 第46条 前条第一項に掲げる安全管理の上で問題となる事案であつて、個人情報保護法第68条第1項に規定する個人の権利利益を害するおそれ大きいものが発生した場合には、同項の規定に基づき個人情報保護委員会に報告するとともに、同条第2項の規定に基づき本人に通知しなければならない。
- 2 特定個人情報等の漏えいその他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれがある事案を把握した場合には速やかに、番号法第29条の4の規定に基づき、特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態が生じた場合には直ちに、その旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

(公表等)

- 第47条 前条に規定する事案に該当しない場合であっても、当該事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報等の本人への対応等の措置を講ずる。なお、公表を行う漏えい等が発生したとき等国民の不安を招きかねない事案である場合は、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに個人情報保護委員会に情報提供を行う。

第9章 監査及び点検の実施

(監査)

- 第48条 監査責任者は、保有個人情報等の適切な管理を検証するため、保有個人情報等の管理の状況について、定期に及び必要に応じ監査を行い、改善すべき事項が認められた場合その他必要と認めるときは、その結果を総括個人情報管理者に報告する。

(点検)

- 第49条 個人情報管理者は、各課室等における保有個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期に及び必要に応じ点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括個人情報管理者に報告する。

(評価及び見直し)

- 第50条 この規程等については、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を行う。

第10章 開示決定等手続

(開示請求の受付)

第51条 自己を本人とする保有個人情報の開示請求があった場合は、日本学術会議情報公開規程（令和〇年規程第〇号）第3条に規定する情報公開等担当窓口において受け付けるものとする。

- 2 法第76条第1項に定める開示請求をしようとする者（以下「開示請求者」という。）から書面（以下「開示請求書」という。）の提出があった場合は、情報公開等担当窓口は、記載事項の確認を行い形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。

(関係部署への通知)

第52条 前条の規定により開示請求を受け付けたときは、情報公開等担当窓口は、所管部署に対して、開示請求を受けた旨通知しなければならない。

(事案の移送)

第53条 情報公開等担当窓口は、前条の規定により受け付けた開示請求が法第85条第1項の規定に該当する場合は、当該行政機関の長等と事案の移送について協議するものとする。

- 2 情報公開等担当窓口は、前項の規定により当該行政機関の長等へ事案を移送した場合は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知するものとする。

(開示情報の案の作成)

第54条 所管部署は、第51条の通知を受けた場合は、開示請求に係る保有個人情報を特定するとともに、不開示情報を除いた開示すべき情報の案を作成し、情報公開等担当窓口へ通知するものとする。

(開示決定等)

第55条 情報公開等担当窓口は、前条第1項の通知を受けた場合は、当該内容を審査の上、開示決定等に係る手続を行うものとする。

- 2 情報公開等担当窓口は、前項の規定により開示等を決定した場合は、開示請求者等に対し、その結果を速やかに通知するものとする。
- 3 開示・不開示を決定するにあたっては、開示請求に係る保有個人情報に法第78条に掲げる情報のいずれかが記録されている場合及び法第81条を適用する場合を除き、当該法人文書を開示することとする。ただし、法第80条の規定の適用がある場合は、この限りではない。

第11章 開示の実施方法及び手数料

(保有個人情報の開示方法)

第56条 保有個人情報の開示方法は、日本学術会議情報公開規程（令和〇年規程第〇号）別表の左欄に掲げる法人文書の種別に該当する保有個人情報ごとに、それぞれ同表の右欄に定める方法とする。ただし、必要に応じ、当該保有

個人情報記録する原本に代えて、当該保有個人情報を実質的に改変しない範囲で、不要部分を除去し、抹消し、抽出し、並べ替え、その他相当の編集を行ったものにつき、当該方法により開示することができる。

（開示請求手数料の額等）

第57条 保有個人情報の開示に関する手数料（以下「開示請求手数料」という。）の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書1件につき300円とする。

- 2 開示請求者が、次の各号に掲げるいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなす。
 - 一 一の法人文書ファイル（学術会議における能率的な事務又は事業の処理及び法人文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する法人文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物にまとめたものをいう。）にまとめられた複数の法人文書
 - 二 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
- 3 開示請求手数料は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより納付しなければならない。
 - 一 学術会議の情報公開等担当窓口において直接納付する場合 現金
 - 二 郵送により納付する場合 現金書留又は郵便為替

（開示請求手数料の免除）

第58条 会長は、開示請求者が経済的困難により開示請求手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求手数料を免除することができる。

- 2 前項の規定による開示請求手数料の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第77条第1項の規定による開示請求書の提出を行う際に、併せて当該免除を求める理由を記載した申請書を提出しなければならない。
- 3 前項の申請書には、申請者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。
- 4 会長は、申請書に係る免除を行う場合にあってはその旨を、行わない場合にあってはその旨に理由を付して、書面により申請者に対して通知するものとする。

（写しの送付の求め）

第59条 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、郵送料を納付して、保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は郵便切手で納付しなければならない。

第12章 審査請求

(審査請求)

第60条 情報公開等担当窓口及び所管部署は、個人情報保護法第105条第1項の審査請求があった場合、その内容を審査の上、会長に審査結果を報告するものとする。

2 会長は、前項の審査結果に基づき、速やかに審査請求に対する対応について決定を行わなければならない。

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第61条 学術会議は、前条の規定による決定が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問を行った場合は、審査請求人等（個人情報保護法第105条第2項に規定する者をいう。）に対し、諮問をした旨を速やかに通知しなければならない。

3 第1項の規定による諮問は、特段の事情がない限り、審査請求到達から90日以内に行うものとする。

(情報公開・個人情報保護審査会の決定)

第62条 学術会議は、前条の規定により諮問をした事案につき、情報公開・個人情報保護審査会から答申を受けた場合は、答申の内容を十分考慮の上、速やかに審査請求に対する裁決を行わなければならない。

第13章 行政機関等匿名加工情報の利用料

(行政機関等匿名加工情報の利用料の額等)

第63条 個人情報保護法第119条第5項の規定により納付しなければならない行政機関等匿名加工情報の提供に関する利用料（以下「利用料」という。）

の額は、21,000円に次の各号に掲げる額の合計額を加算した額とする。

一 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円

二 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）

2 個人情報法第118条第2項において準用する同法第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が納付しなければな

らない利用料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 次号に掲げる者以外の者 個人情報保護法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が同法119条第5項の規定により納付しなければならない利用料の額と同一の額
 - 二 個人情報保護法第115条（同法第118条第2項において準用する場合も含む。）の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円
- 3 利用料は、学術会議が指定する銀行等の口座に振り込まなければならない。

第14章 その他

（細則）

第64条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施のための手続その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。